

○東海大学学生の留学に関する規程

(制定 昭和49年4月1日)

改訂	昭和53年4月1日	1990年4月1日
	1997年4月1日	2009年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日
	2025年4月1日	

第1条 東海大学学則第29条に規定する「留学」を希望する者は、留学願を提出しなければならない。

2 留学を認めるか否かについては、国際委員会の選考を経て、学部長が決定する。

第2条 留学期間の延長については、留学先より3か月前に、留学期間変更願を提出しなければならない。

第3条 留学期間は、在学期間として算入される。

第4条 留学期間中の授業料その他の学費は、所定のとおり納入しなければならない。

2 留学先の奨学金の受領及び所要の費用の本人の負担については、留学生個別にその都度決定する。

第5条 留学中に、留学先の教育機関において修得した単位は、その学生の在籍する学部
の教授会において審査し、認定することができる。

付 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。